

## 令和3年3月31日会議提出議案一覧

- 議案第91号 令和3年度鳥羽市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第92号 令和3年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第93号 令和3年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第94号 鳥羽市市税条例等の一部改正について
- 議案第95号 鳥羽市都市計画税条例の一部改正について
- 議案第96号 鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

## 令和3年3月31日会議提出議案概要

議案第91号 令和3年度鳥羽市一般会計補正予算（第1号）

議案第92号 令和3年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第93号 令和3年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

（別紙の予算概要を参照）

議案第94号 鳥羽市市税条例等の一部改正について

（税務課）

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。

<主な内容>

### ■市民税

#### ・住宅ローン控除

住宅ローン控除の控除期間 13 年の特例の適用期限について延長し、一定の期間に契約した場合、令和 4 年末までの入居者を対象とする。また、この延長した部分に限り、合計所得金額が 1 千万円以下の者について、面積要件を緩和し、床面積が 40 m<sup>2</sup>以上 50 m<sup>2</sup>未満である住宅も対象とする。

その他、現行制度と同様、住宅ローン控除額が所得税額を超える場合、控除しきれない額を市民税から控除する。

（※この措置による減収については全額国費で補填）

《変更点》

・入居期限：令和3年末 → 令和4年末

・新築 : 令和2年9月30日まで

→令和2年10月1日～令和3年9月30日まで

・建売等：令和2年11月30日まで

→令和2年12月1日～令和3年11月30日まで

・面積 : 50 m<sup>2</sup>以上 → 40 m<sup>2</sup>以上（※合計所得金額が 1 千万円以下の者については床面積が 40 m<sup>2</sup>以上～50 m<sup>2</sup>未満の住宅も対象）

### ■軽自動車税

#### ①環境性能割の税率区分の見直し

軽減対象車の割合を現行と同様としつつ、新たな 2030 年度燃費基準の下で税率区分を見直す。

#### ②環境性能割の臨時的軽減の延長

環境性能割の税率を 1%軽減する特例措置の適用期限について、9 か月延長する。（※この措置による減収については全額国費で補填）

・令和3年3月31日まで → 令和3年12月31日まで

③グリーン化特例（軽課）の見直し

重点化等を行ったうえで、2年間延長する。

※営業用乗用車・軽貨物についても、重点化及び基準の切り替えを行ったうえで2年間延長。

	現行	軽減率	改正案	軽減率
軽課期間	平成31年4月1日～ 令和3年3月31日		令和3年4月1日～ 令和5年3月31日	
軽課年度	取得の翌年度のみ		取得の翌年度のみ	
区分	電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリット車 天然ガス自動車 クリーンディーゼル車	75% 軽減	電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリット車 天然ガス自動車	75% 軽減
	2020年度基準 +30%達成	50% 軽減	（※グリーン化特例の対象外とする ことについて令和元年度税制改正で 法制化済み）	
	2020年度基準 +10%達成	25% 軽減		

■固定資産税

- ・土地に係る固定資産税の負担調整措置の延長

宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。

また、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く。

ほか

議案第95号 鳥羽市都市計画税条例の一部改正について

(税務課)

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。

<主な内容>

- ・宅地等に係る都市計画税の負担調整措置の延長

宅地等に係る負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。

また、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く。

ほか

議案第96号 鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

(市民課)

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に係る傷病手当金の支給に関する特例の適用期間について、所要の改正を行う。

<内容>

特例の適用期限を3か月延長する。

- ・令和3年3月31日まで → 令和3年6月30日まで